

「村田町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」 に関する意見公募の結果について

村田町では、「健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり」を基本理念とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の定めにより、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定します。

本計画について多くの意見を反映させるため、皆様からのご意見を募集しました。

1. パブリックコメント対象案件

「村田町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」

2. 意見募集の期間

令和6年2月16日（金）～令和6年2月29日（木）

3. 公表資料

・村田町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）

4. 公表の方法

・町ホームページ
・公表資料閲覧指定場所
（村田町役場本庁舎1階健康福祉課、沼辺支所、菅生出張所）

5. 意見等を提出できる方

・町内に住所がある方
・町内に通勤または通学している方
・町内に事務所または事業所がある方
・この案件に利害関係がある方

6. 意見等の提出方法

意見書の提出（郵送、FAX、電子メール、意見箱、直接持参にて受付）

7. 提出された意見

1件（町内関係団体（持参）1件）

8. 意見の内容及び町の考え

別紙に記載

別紙

「村田町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」に関する意見等
に対するご意見と町の考え

令和6年2月16日（金）から2月29日（木）まで公募を行った「村田町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」に関する意見等について、提出されたご意見に対する町の考えは次のとおりです。

提出されたご意見については、今回策定する「村田町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の検討の際に参考とさせていただきます。

No.	ご意見の内容	町の考え
1	障がい児福祉計画について、児童発達支援センターは圏域での設置、人員の配置とのことでしたが、常に悩みを相談できるカウンセラーや言語聴覚士の配置を検討してほしい。	第5章第3期障がい児福祉計画（1）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進において、協議会と連携し、令和8年度末までに児童発達支援センターを圏域内に設置することを成果目標として掲げております。今回いただきました貴重なご意見を圏域における協議の場においても共有させていただき、検討を進めてまいります。

※ご意見の内容は、一部要約した内容を記載しています。